

# 平野台規約細則

第1条 規約第11条2項の区費は1ヶ月400円とし、4月及び10月に半年分を前納する。

第2条 規約第11条5項及び6項の区外区費と特別区費は次の通りとする。

1区画	年額	1,000円
特別区費	年額	3,000円

第3条 規約第6条の役員等の報酬は次の通りとする。

1、	区長	年額	200,000円
2、	公民館長活動費	年額	922,500円
3、	副区長	年額	400,000円
4、	副公民館長活動費	年額	461,250円
5、	会計	年額	560,000円
6、	幹事	年額	50,000円
7、	組長	年額	20,000円
8、	ゴミ減量化分別推進委員	年額1人	15,000円
9、	会計監査員監査時	1人	5,000円

第4条 規約12条 区民が死亡したときは、弔慰金を贈る。その金額は5,000円とする。

2、災害その他、役員会が必要と認めたときは、金一封等を送ることができる。

第5条 規約第6条4項役員及び職員の服務は、次の通りとする。

- 1、 会計及び副区長は非常勤とする。
- 2、 三役については労災保険に加入する。
- 3、 職員の任用は、公募し、役員会において決定する。
- 4、 職員の任期は1年とし、再任については役員会で決定する。
- 5、 職員の給与は月額125,000円とする。(雇用保険、労災保険に加入)
- 6、 職員の休日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始、夏季休暇(公民館休館日)とする。
- 7、 勤務時間は9時～17時とするが、その勤務時間の範囲で時差出勤を行うことが出来る。
- 8、 区長は特に必要がある場合、休日の出勤を命ずる事がある。この場合の休日出勤は代休を与える。
- 9、 役職員が業務により出張した場合の旅費は実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合は、バス、JR等の運賃額を実費とみなし

て支給する。

10、土曜日開館（9時～17時）に伴う出勤者に対しては、日当5千円を支給する。

第6条 この細則は平成7年4月1日より実施する。

平成 8年4月一部改定

平成 10年4月一部改定

平成 12年4月一部改定

平成 16年4月一部改定

平成 18年4月一部改定

平成 19年4月一部改定

平成 20年4月一部改定

平成 21年4月一部改定

平成 24年4月一部改定

平成 25年4月一部改定

平成 26年4月一部改定

平成 27年4月一部改訂

平成 28年4月一部改定

平成 30年4月一部改定